

天理市公式 Facebook ページ運用方針

天理市では、Facebook による情報拡散の特性を生かして、市政に関する情報や市の魅力等を広く市内外に発信するとともに、閲覧者との機動的な情報のやりとりを可能とする等、相互の情報共有を広く多角的に推進することを目的に天理市公式 Facebook ページ（以下「当ページ」という。）を開設します。

1. アカウント情報

- (1) ソーシャルメディア： Facebook
- (2) ページ名：「e～やん天理」 presented by 天理市
- (3) URL： <https://www.facebook.com/e%E3%82%84%E3%82%93%E5%A4%A9%E7%90%86presented-by-%E5%A4%A9%E7%90%86%E5%B8%82-243847062446274>

2. ページ運用者

天理市

3. 運用方法

- (1) 利用者は、閲覧、投稿等を自由に行うことができます。
- (2) ページ運用者は利用者からのコメント等に対して必要に応じて回答を行います。
ただし、すべての投稿に対して回答することを保証するものではありません。市政に対するご意見・ご要望等については、当ページでは受け付けません。

4. 市からの投稿

- (1) 投稿は、市政に関する情報及び市の魅力等を発信する内容とします。
- (2) 投稿等を行う時間は、土・日曜日と祝日及び年末年始を除く、開庁時間内（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）を原則とします。ただし、緊急性が高い情報及び事前告知が要される情報等についてこの限りではありません。

5. 禁止事項

利用に際しては以下のような内容の投稿はできません。また、利用者による投稿内容等が次の事項に該当すると判断した場合は、予告なく投稿の全部

または一部を削除することがあります。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
- (2) 天理市、他の利用者または第三者を誹謗中傷または権利を侵害する内容
- (3) 政治・宗教活動またはこれらに類するものを目的とする内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、市または第三者の知的所有権を侵害する恐れがある内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容
- (6) 人種・思想・信条・居住・職業等の差別または差別を助長させる内容
- (7) 公序良俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する内容
- (10) わいせつな表現等を含む不適切な内容
- (11) 当ページに関係のない内容またはその他市が不適切と判断した情報

6. 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、天理市あるいは天理市以外の原著作等者に帰属します。

当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

7. 免責事項

- (1) 当ページの運用は、細心の注意を払って行いますが、掲載情報の正確性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 天理市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負いません。
- (3) 天理市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 上記のほか、天理市は当ページに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5) 天理市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または、当ページの運用を中止する場合があります。
- (6) 天理市は、利用者から投稿された内容に対して一切の責任を負いません。

8. 個人情報の取り扱い

当ページにおいて天理市が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律及び天理市個人情報保護条例に基づき、個人情報漏えいがないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、明示した利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、Facebook 上での投稿等により公開される個人情報については、利用者が Facebook 利用規約に基づいて公開を承認したものとみなします。

9. 問い合わせ

天理市 市長公室 秘書広報課 広報室
TEL 0743-63-1001 FAX 0743-62-2880

10. 附則

この運用方針は平成 25 年 11 月 27 日から施行します。

この運用方針は平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

この運用方針は令和 3 年 4 月 1 日から施行します。